

みらい1分ニュースレター

2009/11/9 第18号

毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

租税条約は、居住国と、利益の源泉地国双方からの二重課税を防ぐため設けられています。この中に規定されている使用料のうち、特許権の使用料に関する通知です。昨今注目が集まっている項目です。



テーマ

租税条約に規定する特許権使用料 に関する通知(1/2)

←ポイント

- ✓ 公布部門: 財政部国家税務総局
- ✓ 発 布: 2009年9月14日
- ✓ 施 行: 2009年10月1日
- ✓ 目 的: 中国では外国(香港、マカオを含む)との特許権使用取引が増加しています。本通知は、使用料についての定義と範囲を明らかにし、課税業務を円滑に行うことを目的としています。

←解説

◆ 「特許権使用料」の定義

-参考 日中租税条約(※)条文 第12条(使用料:3項)

「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面等の権利の対価として、または、産業・商業・学術上の設備の使用もしくは使用の権利の対価として、もしくは産業・商業・学術上の経験に関する情報の対価として受領する全ての種類の支払金をいう。

(※)上記は日中租税条約の一部です。文言については一部を略し、安易な表現に変更しています。

◆ 今回の通知で明らかになった項目

① 特許権使用料にあたらぬ4つの使用料

- ・ 商品の売買取引に伴うアフターサービス
- ・ 商品の保証期間内における売り手から買い手への役務の提供
- ・ コンサルティングなどの役務の提供
- ・ 国家税務総局が規定するその他の使用料

② 産業・商業・学術上の設備の使用にかかる賃借料について

これらの賃借料に対する課税は、特許権使用料規定に沿って行うことが規定されています(中国企業所得税法)。一方、土地等の不動産の使用のための賃借料及び不動産への課税は、「不動産税及び都市土地使用税に関連する政策規定に関する通知」等に準拠します。このように、賃借する対象物により遵守する規定は異なります。

(次号に続きます)

執筆: 潘 姝蓉 (pan shu rong)

 **みらいコンサルティンググループ**

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>
税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

会社概要

公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士等の各分野の専門家をはじめ、約140名の陣容。経営、会計税務、再生再編、M&A、人事労務、情報システム、国際ビジネス等、ワンストップサービスを提供し、クライアント企業の成長をサポートする。

- ◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)
- ◇[大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 サンキュービルディング4階 TEL: 06-4705-7010
- ◇[名古屋事務所] 名古屋市中区栄2丁目11-7 TEL: 052-253-5606

